漁業日誌

大正五年六月十二日以降

特別
イ4
1919
570

176835

漁業日報

大正五年六月十二日以降

十二日

晴、不安定、陸海ともに波高く漁業を休みます、

小人沙魚一人今朝四時頃より出漁、松島里太郎

より大海鰹細七〇〇を購入し帰港後

今夏自海へ帰港する、先日来宇田川より

上申ある件今日義理附高し岸に新と

田地七〇千坪六十坪検査先方五四四〇十

坪ことし出産と為し高五〇附産三

四五十坪但し高五〇附産三

38- 9358

先方、[illegible]字四川[illegible]流と上る
巻あり、上達部[illegible]丹美原平
結服[illegible]
[illegible]桂宮を拝し[illegible]
物をせて感し[illegible]
術場の[illegible]
[illegible]

十三日

晴、湯殿[illegible]八三清[illegible]
[illegible]、湯殿[illegible]自書[illegible]
一軸を[illegible]、関白[illegible]東洞、又泰晴美[illegible]

東洞院原本

[illegible]、[illegible]安四[illegible]
[illegible]石[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十四日

晴、市[illegible]友松[illegible]深井清[illegible]
[illegible]
柳[illegible]、芝四市[illegible]
[illegible]、又[illegible]原平[illegible]
[illegible]

任時木村長、[illegible]
終[illegible]
[illegible]

十五日

雨、[illegible]
[illegible]
直[illegible]
後[illegible]
[illegible]
別[illegible]
[illegible]

東京博覧会

[illegible]
[illegible]
石本[illegible]

十六日

陰晴、[illegible]
文二[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]、正午四つ[illegible]を[illegible]に[illegible]、
[illegible]を[illegible]保[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]地[illegible]契約を[illegible]、[illegible]
[illegible]書、出[illegible]
前の[illegible]を[illegible]
[illegible]湖[illegible]國[illegible]
[illegible]、[illegible]原平[illegible]
日[illegible]印[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
上[illegible]、大刀山と同乗

十七日

東樓原製

抑[illegible]降雨あるも冷気を[illegible]、十時[illegible]
[illegible]名[illegible]人方と投す[illegible]
[illegible]市[illegible]後補[illegible]中
[illegible]、廣井一の[illegible]
[illegible]の[illegible]を詳し[illegible]
[illegible]二十分[illegible]、又
降雨[illegible]、[illegible]
[illegible]港を[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]のそうさを出す

十八日

[illegible]の石を[illegible]方さき脱

行ふことを此紙面に記す、又政治論に時
を移し終夜談ずして行燈亭に別り十一
時ごろ自分の別邸に帰る酒次岐の所にて
数盃を挙げ酔ふて帰る芝の四軒茶屋
終に行方に迷ふ

十九。

快晴なり朝八分汽車に投じ芝西
に赴き清水中山岩七中に会す、
芝西書後行書を高橋に郵し
直ちに西郷市蔵氏を訪ひて話

東京原製

話中に松川分西郷の校友交を厚う分
すべきの意を示す、校友の祖父
高山篁道翁の什器を展覧す
石鼓硯（宋代のもの）尚古琴（紫仲尼
第吉大雅堂）芝仲姫琉球田文治
（結子の印章）一生を物に珠什也二の
分西あ志内りて校用作板山の土地
を換ちんとて六十八俵に投ぜ北地もと
白勢成瀬の遺也ものなりしを今
秋澤宗八郎に属す、地所すけの
も所有の宅地内に他人の地不混
しなりおもしろうまず覚山藩に家

の別業報光寺を訪ひ終て墨代
の墓地を訪ひて墨代の墳墓を展
し五時歸宿す、夕飯後友蕊
千高橋鉄二郎氏と余
物を賜り且つ一場の演説を為す
雲峯舟長家に宿す
且つ同宿す

二十日

晴、夕飯後舟長を伴ひて再び
演説前に友松を訪ひ又其の不在なる
を同道す友松宅に暫く一帖一生

東京博文堂製

を以て帰宅す帰宅後特茶板京新聞の士
幾松本を輯めんとする舟橋明伯弘の
数通あり夕方友松の高家白雪
翁の墓誌幾松本を代海本を
生の寺也此夕雨こもり蚊
えんを点ずるなり、偶々高橋義長余
を訪ひ来る輙ち近へも同席し奉
山翁の遺什を又せしむ、松川先
四郎七前枕の接拶まり同宿す
時を稍々経て高橋と共に余の宿を辱
け高橋と共を生け、友松を拉して
十二時十分の汽車に投し西京

こ赴きて三十分ばかりして中食を了す
直ちに出発を始めの仮説
冊美宮と別れ方杖を出で出発の
市書の月華を同説して杖を入る
東京電信局の書状を郵送
しまして又市内電信局来電市
電信局の書状を郵送
第二又東京電信局
別電のうちを繰り返す、名称交杖
こ別る、花塚にて電を出し十時
寝と新に深夜雨降り来る
を聞くべし

東京原製

二十一日

雨朝第又冊美宮の書を観る中に
西城多人の書数帳あり壽星の帳弾く
明を見る山形県庁より帳記る又冊美
宮こ来る夜四時出発の書を帳
る年後北海道に帰る閉会
日本の宮に北海道に帰る雨天の
為延いし出発雷鳴す、
雨をもって出発する山形県庁数名を
ちして出発又列を立て杖を
け後美十時出す、又人力車にて出発
しとる出発の準備を終り余と出発の

冷水を匹の蕎と細寸きんことを一雲
余内室及其元をえさんことを約
す

二十二日

一天雨を催し難あつし巳刻主人と木芸嘉
のみを訪す此人世善家と毒の絵者
なり世義と共絵師此人の弟と成る
この家し主人一帳を出し余に求る、
中嶽の掛物と宗山なる朝鮮の
絵しも其豆本を絵のみ別を出けり
三十分の洗年ものもし長ものかけかり

十二時雨方と投す雨降り出
ず五時雨ふる十四時雨
午後小閑を得て清水の見物を
願す 高井川上加賀芋交る来次
今枝義清津ニ石塚高井川上外
北城行行同人数人を招紙十二時
石塚雨降 内閣、枝雨降

二十三日

雨、今日石塚の洗蕎を受け右獣犬蓋
蓋屋の腰漏を除く、次蕎後閑を得
て載を録す 高井一海谷墨仕山

田耕次郎山田東洋交々来訪、午後
弁い流斎を受け雕渦と陸を望あ
とを雲氣うすし渦く、六時二十七分発
汽車すて帰東の途と新潟、石塚氏も
白上布を買を携る車中西脇滝三
郎増田義一に会す

二十四日

曇天、七時上野着直に帰宅、不在中
客家より先ず吉田鉄之助と付帰
る、し謝絶し乗物千五十四銭
郎等を携る久江生一郎一郎

東京博文館製

関左郎等交々来訪江部淳次郎田辺
為三郎より本吉、児島昌吉十八日三弦の
師匠杵屋三郎次と称す四郎次の六四郎の
芸代の名也也耳古唄研究盛況
見へしも日今夜なるの男を日今と称す
ひがしと往通するこのあり池田紙鳶
結果終に蕊花を咲くこと能し但し藝
を以て芸妓と為さしむるを要さ
也、吉物高垣鉾義郎しるす事伝不
事中高田精義（五千四）日玉郎（五千
三百四）外に二三七決定学校に組合資

金ニ、ヨリ二十萬円の額に上る海港税
即ち円海港税率を以て
別に、昨年の物価騰貴を考へ
物産の関係ある日業者を慰諭し
も救護を為す、松井廉流氏談

二十六日　日曜

雨、日露戦争三年祭、井村高見と
電信を交換す、高見より入市時及松井
吳廉平石塚二氏と別れを告ぐる事
都石本嘉海軍巡査の件
状を送る、この夜土田関来る、四時頃雨

東京朝日新聞

止む、新聞に移住者の数の報告
くつ屋高新聞も海川新聞記者と偶
さんぐ日本猶戦争
年賀状来る年祝賀会と称して
高山一味の演説をなす　松本来る

二十七日

雨、内務、池田氏一場の義と電信を交換
す、関西中山新美中の件、前略四月
爵寿海の陳述書式を
記録代とする案内状を送る、式のもの
七月一日より前十一時三分伺出発有

構内也、六人江戸表ヨリ出張ス
[illegible]
[illegible]
[illegible]

社ども寺勝手年寄創印八十四歳寺号
株寄八十四日配当を受領す

二十八の

雨、高橋信、梅井義蔵、村山番蔵
山田長吉、吉田孫
貴(米屋)毛利宗吉、ともす者、愛舟吉
ともの配の家を始める、長尾梅吉
も祝とも解為を始める、午後
登録の為をなる、村山番蔵、新井初
外伝記し為、金の名義の方状を各行る、能
法、名義、まで、四印ゆめて為来世三

東京博覧会

ける長唄研精会の会なと上る、深夜大雨あ
り

二十九の

快晴、午前皆通、ともも来商売を祝し且つ
う祭を終み、夜三味の線を午後迄と
令し、令丸の文章を添へて始り来る
義会の長と別りする閑会、仲宗根
改正を伝し四会、四方の出
こ方面を親戚法伝山の梅毒人人新
主物を始ひ得ともうる、平山をとを教
世音三字を刻し校歌を始る

[illegible]

三十の

時、[illegible]と書状を送り、和田義盛[illegible]祝賀を謝状[illegible]
[illegible]八一八、[illegible]
[illegible]後[illegible]
[illegible]
午後登校、維持[illegible]
[illegible]

東京原製

[illegible]
[illegible]を聞き、[illegible]
[illegible]
[illegible]十一の[illegible]

七月

一日

山形、高井[illegible]氏来訪、三田村[illegible]氏来訪、十一時[illegible]前[illegible]男[illegible]寺[illegible]
[illegible]海[illegible]幕、式[illegible]行こつき、遠[illegible]者
[illegible]寿像[illegible]設[illegible]日者[illegible]前
[illegible]時[illegible]仰き[illegible]利[illegible]
十二時[illegible]式[illegible]人
[illegible]代[illegible]
[illegible]
[illegible]男[illegible]幕[illegible]
[illegible]式[illegible]

二日

晴、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時々雨降る
[illegible]二度を賜る平四郎
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かゝる、古都の名勝、廣田の宮松、海の眺、二見
東坊、天山老を始め、代々の文豪
を始め、年後閑を得て、日載を終る、四
時上旬特茶飯に、閑会に、校友大会を、
又金城後会卓を、就うて去つて、築地
新光樂に、別り大湯屋の中、一
印を、出て、山下の、宴を、開ます

七〇

かゝる、活き、の、矣、田、男、湯、屋、中、月、村、山
如し、和、東、京、家、新、を、去、書、数、十、点

東京原製

を出し、内、浴、場、の、を、清、す、東、儀、場、内、士、行
ゝ、ち、後、の、劇、況、を、載、し、ま、す、真、の、藏、
ゝ、自、和、の、後、も、ゝ、き、を、祭、る、官、後、新
三、ヶ、月、分、十、二、日、五、十、銭、納、付、す、田
代、英、一、ゝ、ゝ、年、吉、真、と、差、し、年、後
五、は、ゝ、ゝ、廿、之、新、美、の、祭、ゝ、於、て、明、の、み、り
又、は、有、る、ゝ、ゝ、井、上、原、の、中、言、相、美
池、田、氏、一、田、中、後、一、の、中、湯、屋、を、中、酒、井
美、平、を、振、氏、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
て、明、代、木、地、抽、子、の、ゝ、ゝ、き、ゝ、ゝ、藤、原、方、を、の
勝、山、負、二、十、四、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

八〇

ちゝ、はゝあるゝ、ゆゝし三絃器をみれば考う流の
掛物をとゝのゝ有る田ゝ小津隆一郎大夫
其後、ゝ清印刷ゝ有る花の手後会と臨み
多良一時ゝ云ゝる、橋田義一ゝ芳会出
煙草盆をゝる 京都田と同一
海作ゝ云ゝ偽ゝ三ゝ孫を得、稲村宗八
ゝと其者世吉賀宗之 御所 ゝ有
十吉百 知者者ゝる井上辰九郎ゝ其者

九〇 ゝ 唯

西 大石井泰三文明協会の伴 ゝ其張且

つゝ文物を殺ゝる、池田龍一ゝ其者、
野田子みつを生 ゝ高橋の義田重
ゝ者ゝ行くゝ文つゝ心重療法ゝ胃
腸を治ゝ元と ゝ ゝ ゝ 制ゝ
個板のゝ ゝ ゝ の効果ゝ ゝ ゝ 試み
しゝ ゝ ゝ 西侵八其法前路男者
問生 ゝ 干 ゝ 一 ゝ
遠と ゝ 田文 ゝ ゝ
ゝつゝ、協議ゝ、大口鶏二ゝ者を投ゝ、二百
十七ゝ個貢者ゝ毛利宗彦ゝ其者、文
前田侯の者ゝ ゝ

十日

晴、雑用ノ外日記文字印小田清吉ノ来
迎来ル三百枚頃ニ来ル、出版印
ニテ仕上ル全ク五日迄印、大角魚
ニテ昼寺刷ル、午後表会ノ義ニ付ル
伺ニ表会ニ雷鳴ル暴雨降ル、前田
博ニモ 瀧川来ル一覧四冊贈ル、小
谷義雄来訪、東京市供大会校友三輪義
千校友ノ寄附金ニ付ル伺ニ来ル
間ニ

十一日

晴、雨降ル人数坂本来訪、関寺来訪
大工佐藤来ル、寺牧ヲ来ル、京都来
服ヘ代金二十本注文ヲ為替ニ依頼
ヲ送ル、ヒツ[illegible]ヲ郵書ヲ
ル、出四二枚ノ[illegible]ニモ来ル、午後登校一
二ノ子ヲ来ル、福家来ル、葉子ノ才一
義ニモ出ル後ル渡辺家ノ住地ヲ表
ヒンヒ来ル前寺来ル[illegible]ル降ル
郎下駄ニ文鎮ヲ[illegible]ル、鈴ヲ吟ル
ヒ来ル西ニ高ノ[illegible]ル、車儀徴ヲ
リ大阪表作ニ[illegible]ル、矢田貞村英ニ
掲載ル[illegible]ル家ノ義ノ真渕大阪役体

清文八幡、まつり篠みこしをしかる者
間三石餘宮負家前二、山切蔵
印帳序類面借り受、けを去る、京橋
義長こを授ます

十二日

雨、佐藤義四郎来る義長の話と二三ヶ和
桐を長ますこつき設計を整り、稲村宗
房四郎菊尾来る房菊丸人物を渡す
石塚ゝ印ゝを来る、麻の中太二組二方、
市橋義長ゝも佐藤を紹介を
来る、又賀四郎ゝ中元挨拶を

しを物を出お来る、山田房桂来る弱の
帳義ゝ帳七上ゝ印、十一日西郷を宮を日
石倉義ゝ法ゝ田中堅ゝ多渕西行
ゝ来る、ゝ清生金偽換ゝ池田
佐伯を来て十七ゝ義長ゝ右地換
渡ゝ金数ゝ手渡ゝ来る
四代英ゝ来る、土地換ゝ資金の
件ゝ来る四義ゝこを授ます、又京四
法印ゝ古書を授ます、
西来る、外出中片尾産
西来る、平山来る、
西来る、ゝ来る、去唄研究ゝ
数書を授ゝ一休宗純の去唄ゝ四帰

登陽三弦を弾く物と聞くこと
こんの初めて也　今夕内の者共
西條屋と酒肴を西の方へ行くこと
此の酒こはく西、三福間ちらし寿
司寄苦を拵く急のうとんとて祝す

十二日

雨、日吉俵屋の伯母事ち土地祭礼
甘酒の手続きをなして去る、昼の食事
木村つる橋雅楽流、廣井一ちも行き少
社頭の手ちも敬れ行きを乗し
ほ多刑の事ニ甘云々し事ち、大い鯛二よ

十四日

雨雪、三浦義彦氏の和男の者と刑る
義屋土地祭礼の件ニ付伯母来訪、海
義彦海鞘を伯母来訪、琴を掘宝寺
ニ所ちて去る、妹又ちも物を給ちる
奥四峰次中ちも北海道海産物を贈
ち、春去つて義合ニ刑り度旨許可と
り千本寺又大阪ニ出来者、四年
雨を御さ、ちつを伯母と海外ニ役
し流転寺を入る刑り、寺
橋義彦ニ大い内島の事ハ出行す

十吉宇四月出四時の[illegible]の[illegible]
[illegible]別荘と刷りの[illegible]
[illegible]を拾き[illegible]花と[illegible]
[illegible]料と無[illegible]高四
[illegible]一印[illegible]大金[illegible]（元福）を[illegible]
一天面を[illegible]
[illegible]き金次四谷こ[illegible]
[illegible]
[illegible]

大隈邸へ拝賀に陛辞を賀す又又の場合を代表して候奇と花翰を受す、

十二月

時、高橋義雄氏より来書、大阪松平邸を辞し五十五円内外を送金申出来く五十二円内外邸宅の内お願ひ、山崎坂田氏を訪ふ定橋氏に会す、清水事に云々のよし今年清水事業用元金弐百円内外を出す、来春迄来法、高木寄こす

蓬田文部事務、木村大見来り重任を請ふ、条件を後義人の長と相談相談を懇望したるのつもり、十三日出発、金五百円入金利子内金協子五一ヶ月分、伊助より清水、依頼の件数第して家刊を婚の協議及名古屋の三宅の三太郎来訪、彼に出発、田中唯一郎の書到る

十七。

雲天、和田信（校文）を大隈侯に紹介す、主屋設立取消義の件来訪、之を紹介

橘登記侯爵に移る義記は此時登記所
に出生命令を出でたる所の人民
代人として山崎恒四郎を考へ、概年武
[illegible]
邦樂社記者、尾木徳太郎氏の
任歴を聴うこと、即ち大略を
筆記せしむ。十一時義会の義を列り
[illegible]
土橋の復計を[illegible]
一時[illegible]千円に[illegible]
[illegible]
登記書面を渡す。山崎恒四郎刻
[illegible]

東京博覧会

十八日。

晴、[illegible]雨、今朝早く義会の報
[illegible]
五十円[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

購入

十九日。

曇天、小夜[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

に飯し法華経を写し奉る

二十二

時本の出開に入る、菊屋の家紋刻象牙の
箸を拾ふ十五円拾、義経の子孫の為拾
ふる、義経の人柱を云ふ、真崎稲荷神社
三年祭を挙行する、大沼杉本氏
も来る、大の題を始る、義経寺
五時から庵数名こ来る有数
あり武蓮を出す、三子馬次郎氏
秋市民の寄附高祝賀会を催し満

都趣旨、終る夜内子親戚にて、

二十一日

時高木寺に印義本尊小田原桂
香、小菅一郎氏、市の時石杉もしラデン新
東蔵原三廿つアイヤ原石を拾ふ、
林文七氏来者、午後義経の社詣り
拾を整理した、大江氏つ矢田
香来訪、義経の立一寸拾ふ
ろくの拾を高らし、ろの拾ハ
来る

東京原製

二十二日

時、山下嘉吉氏橋本嘉吉氏三千円寄附の件書類を携へ、高橋義彦氏来訪、真野社長の手紙、明治四拾五年一月号、十二時内外とみつを伴ひ、中華亭と称し上野松坂屋を始め六箇所を廻る。

二十三日

時、今朝七時家を出で中央停車場発車鶴見駅着五人高橋氏を訪ふ為

中の町名を問い拾を始め二時頃帰宅して昼を食す午後西行の汽車に接し通子と共に車、乗合馬車にて高山を訪ひ伊藤茂名と前時男の別荘を訪ふ時西と三時男奇花家歌時く後座敷に通され庭を見る地形高低山上にも海を眺むの景弾と在也夕刻より来酒十一時に帰宅旅を終らんけ此の別荘に宿す

二十四日

雨、午後男爵と前時男車乗と

赴くまでの今日四代物語を金二郎
十時汽船横濱に着の男爵と公今
川中將高木子爵と立寄り小見山
家を興しも物電毛利毒殺ならも
之的面白中物着の電報到る関屋
親次郎より招を受くる直路桂宅へ
暮方一先宿に帰る市川友松ならも
来る生田同住徳此氏之の人も参加の午
前来訪、物語りの毛利宮長物語朝
夜に来訪

二十五日

時、昨、毛利男爵山本伯士和田侯外二三
の旅客到る山本伯士ならも立郵出発
一双を駕らる、閑に乗して昨日来宿仕
横浜朝を淡々出の横濱驛に於て
り本方一昨日横濱驛に於て今年
靴を脱ひ洋帽と立帽の生田を
抜き去る形跡あるこれを
泊高しこれ此来寺方、午後義人
の年に到り横濱の新面を訪く又
当宅にもこれ候補者を
引見す、午後小閑を得て日載を終す
郵便社の尾本徳方に立る面也

[illegible]

二十五日

晴 村山[illegible]他十四人[illegible]三森
勝美 樹尾木徳[illegible] 村山義
博を見る、徳川[illegible]倫義 [illegible]
[illegible]

二十七日

[illegible]

東京帝大

雨、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十八日

[illegible]
[illegible]

を見る、十二月の中旬に家人、桂之助帰宅湯
治の事、桂秀吉、代英一、共に来る、四時に登館、関白
殿下、御帰京、移徙用に雑色、つとめ
殿の前迄、諸侯の行列を見物、夕方に帰宅
湯治、余毛利湯殿文と
同行する、

二十九日

雨、中四郎殿、又桂志摩守
来る、元亨、梅松、代英一
件、方様行者に、方を改て旅宿

東京博覚製

御所、大御所、西御殿、方様候を今長
三郎、桂秀吉、代英一、雑賀孫市、
金子、鉄砲、長谷、織田、
等、天明、交渉する、流す
廣島、松平、少、江戸、一、
長、毛利、
西洋、土、
数、を始る、
を、
年、石の、自刎、
を、
雅邦、
再、
三、方、
五十、
方、
代英一
の方、
を、
平岩

[illegible]ける物を海に二三丁を得て富士見物に[illegible]事の[illegible]会に臨む、[illegible]朝[illegible]く[illegible]の文化の自動車に同乗の物[illegible]方

三十日

[illegible]天気[illegible]く平穏、早朝[illegible]湯殿[illegible]印[illegible]利元[illegible]家[illegible]同方[illegible]

[illegible]峰[illegible]峰[illegible]峰[illegible]湯殿[illegible]牛[illegible]を[illegible]別る

[illegible]湯殿[illegible]百[illegible]帰[illegible]に[illegible]貨[illegible]平[illegible]湯、[illegible]

[illegible]食の[illegible]湯殿[illegible]の上[illegible]

[illegible]数[illegible]の後[illegible]を[illegible]神[illegible]

[illegible]菓[illegible]を[illegible]

一[illegible]、[illegible]香[illegible]の命を[illegible]

[illegible]

三十一日

[illegible]時、[illegible]田[illegible]を[illegible]

[illegible]、[illegible]の[illegible]

[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二日

晴、文八殿ハ高田後藤海義
殿用事ニ付、昨日帰宅、行掛の為ニ
庵原福治郎、鈴木福治郎、坂子先
ニ而廣田主税来る、村山新兵衛又来る、
山本行士賛ハ直次ゝ来る、十時ゝ
義金ニ而直次ゝ到る、伯父(大工)
人を使ひ棚其他の修復をなす
高野半右衛門宅、一条殿御家来
八瀬ニ来る、昨夜を也とゝ、直次来る三
郎ゝ来る

三日

晴、烟草を買紙を文殿す、塩田ゝ
堂一ノ手来る、十時ゝ法しゝ
の義を到り来る、義金
ゝ到り来る、昨夜
夜半入を為す、土佐
ゝ来る)吸候ニ付、
殿ゝ来る、直次ゝ
殿ゝ到り来る、切御
面ゝ御代参(ゝ)を郵送ゝ
一ゝ来る、校友会ゝ
ゝ御代参ゝ

四

[illegible]前守藤義[illegible]、[illegible]橋を拵へ[illegible]
[illegible]橋を拵へしに[illegible]
[illegible]大工を請負し[illegible]
[illegible]田中[illegible]、[illegible]
[illegible]橋[illegible]
[illegible]代六[illegible]
[illegible]
[illegible]

五

時、稲[illegible]関[illegible]、[illegible]山[illegible]を[illegible]
[illegible]一二の[illegible]を[illegible]の三河[illegible]国[illegible]利
[illegible]を[illegible]す、[illegible]駿[illegible]
[illegible]
[illegible]数の[illegible]国[illegible]玉川
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]代官[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]す、[illegible]井[illegible]
[illegible]
[illegible]十[illegible]

寺社に手形割引料源内に托し
おく旅の中
也

六日

晴、七時蒸汽車にて
塩原へ向け出発四時
宿屋の昼飯と紙幾に
昼寝十一
時四十分西那須野驛に着、偶に自動
車に乗合塩原桃川楊に行くに
支度をなし八時同乗十二時二十五
分出発一時半桃川楊に着光年四

七日

寒かしいろ室に入る、北谷川を渡り
山に登る路険しく東西南北あり着
を報ず、渓中田能村竹田の赤壁頌を録
を渡み且の物語、此地七八年前に比べ一
同を集めて来る、午前二回見る驛の
拍板一面を見ます、宮ヶ瀬退歩の拍板
七番を一般に氣候冷氣にて北地も
事客未多く、冷に堪へず、早
衣を二枚重ね夫酒を飲み浴して温
を元る

時、五時起床、寒暖計を按ずること七十分
体温を検すること十六度半也　竹田の項々
録を物し朝食を終る　八幡社を拜
しまを轉して先年の名古屋城傷兵の
寺を訪ひ　故義士の墓碑を見る
人ことごとく未だ出役せざるを以て
うろつく、竹田氏を訪ふ　浄念寺市
場を経て名古屋駅に至る、
十時発車　駅面の茶屋　竹田の項
々録　山田の旅館を敢て梨園
の長崎を宿とす、夜時
々驟雨あり　氣温むしあつし、熱湯後一碗

東京寫製

飲味を薬くして既に湯を得る此境の天然公
園のあり、川を渡て乗車あり終る後歩キ
キーの船を雇ふ、名所面白くなかりけり
とつうぶちうるも六度也
塩原の温泉旅館　天下も輸し来る
所なり　解ちて　宿すること度也
某也　ヒウノ形を求むるも得る能はず
サスキ　を飲む　便を謝く女児果汁
を出ぬ　一種の乳料を出す、四井氏
キー数滴を混じて飲む味甚よし也

八日

狩野の雨未収まらず六ツ半起床朝食後七十二分朝
食の前なほ雨を冒す湯殿山四合目迄登る
二回降雨桂考去四時過ぎ雨を冒す八時頃
なほ雨激く収まる散乗畑下なる樹間の流
を渡し字玉麗の瀬に架したる橋を渡り
橋下の渓流を渡し塩湯に通ずる道を辿
し此辺の風景を観塩湯に到る
うくる午時東京宅なる電信を朝夫四車
父子三人此地に来る旨報あり午後驟雨石き
りの列る閉長日載を録す関太郎なる者
者、

時頃終雨降雨を冒す午後初め波
を揚く朝来の花を惜しみ枕を張ひ
家侯に揚す十時過ぎ雨霽出でて散を
辿る金山中雨を冒す過ぎて一時去
田舎伝女子数人を伴ひて来る余が為に
三箱を去る雨舎の雇者に陸元る真清桂
次印の書状を受取る来る
午後七時雨降りつゝ時々雨降る二時過雨
激く収まる即て渓水漸やく暴漲村人
倉皇渓橋を撤す去四時頃刻夜
に狩りつゝ雨降りつゝ雨水流横に

捲入し用ゐる能はざりす

十日

天候未回復せず、前夜の雨氏の人数を増す、
東京宅ゟ電信を以て東京昨日雨
ある由出発人員すること一束る、又浴会の立
事後成を報ず、高子横原と飽く去
田の為めに丈淹留と決す、東京電
ち帰を為す、浴槽汚水捲入を乾浴を
廣す、八時雨の一く駅も去れと雨
ち雄を塩釜に於て同人の来を待つ偶と
後来朝来らしも吐又あり来る

東京横原撮

を待す昨夜ゟも数度の活拡を示さる十一
時頃雨間ゟ東方、午後二時頃
く時を得去れと共に女子三人を伴て
出発越涙三窟を訪ひて途中急
又天候変し一天雨を催し来る金皇
時路に就く数十歩にして驟雨列
り風又住れ渾身濡ること
右後雨益々盛んに轟雷重砲の
聲のごとく震動す久刻浴
槽の修理成り一浴一杯を飲く、昨ゟも来
電ゟ知十時ゟ出発を報ず、
腹胃を痛み服薬し行くを形もすの

四回伺候書を送し東京電報電話を以つて通す

十一日

七時頃より時時霧雨降みあり又晴す

午つを報す勝男容体らしく出京又入る

こゝろくゝ東京電話をとりけす出田と共

に帰宅を決し九時半自働車に同乗して

出発す（金）中村賀左衛門の金等受取り

為替を入手し一車上一揮して別る天

狗岩を過くる頃又驟雨あり自働車

疾走四十分許にして西那須野に達す茶

亭に憩ひ十時四十分東京の汽車に投ず車

中立ち寄の昌邦兼て新居と電報

を発す五時十分高崎に着八時五十分と

なす其間数多旅客を活ん為に不車

ずみつを托し発す九時三十分新

潟に着藤田旅館に投ず田居に投田貞

一中村康之助加賀屋（赤羽）おとれ

人ちゝ来る正徳兼に昌邦と電話を交換

す

十二日

晴風、秋葉坂田氏一中村康之助加賀

達三郎と法す、板井郡法大田和男
川上法勝東法[illegible]
[illegible]
[illegible]を招き法る菓子の菓子十菓子文
す、新[illegible]の新[illegible]高橋庵く[illegible]法
[illegible]二三の事を[illegible]
を[illegible]し[illegible]を[illegible]
八出[illegible]の[illegible]
を[illegible]
立と法す、あ[illegible]
[illegible]宮[illegible]
後石塚を共法[illegible]

の法[illegible]を法す、又[illegible]
陽き[illegible]鹿も一[illegible]
と招[illegible]
法[illegible]を試[illegible]
[illegible]を招[illegible]
[illegible]つ又坂
一日休す

十三日

晴、朝[illegible]を[illegible]坂田中村加
賀[illegible]を出け八時二十八分[illegible]
田[illegible]出[illegible]十時[illegible]高橋庵[illegible]

投ずるに雖も鑑法を以て為す、
四年(寛)頃若干の同書扇子五枚を
書して寄せらる、七月東京に出
市谷不動尊に詣し紅葉の書状十数通を
認めし事あり、西国に於ても紅葉を
愛し給ふ、西国第一の第子四位(別当)の
餞別若干紙を贈られ
ものを贈りとき石塔
失脚義に昌別する一の昌石塔
を建て浄金寺に別る、北海道に
渡れ毎年前らも先づ二の
を曾祖母神尼妙等三十四三年の
命

命日に三十四年とうたれ)七月男成七年
三廿沈子三年の法要を保七年
終つて山下義に山上の墓を建
を献ず、石塔墓地を撰し義
士浄の墓石を建んとて墓石の寸
尺をとる、終つて北海道に向ひ
北海道に向ひ五月の法要あり
光と石塔を建ても二十分の法事
まで七月に向ひ余命
石尾を抱き墓を建て石塔を
立て石尾に抱し
又海防前り市路及松を移す

書畫古玩を観る、別に嵯峨の友松余
に贈るの小屏磨墨題の絹一巻
屏山手宿の元藥玉蕭一軸を
屏山手宿の高橋(小五郎)を訪ふ
余此場を得て帰途に
謝するの辭を、峰岸後一瀑一路
七時四十五分の汽車に投じ新橋
帰る、今数年の磨中元と今年一天織
弱なる月光蒲原の田園を照らす、車中
月を賞しつゝ新橋に入る、新橋駅より馬
坂田氏一同 特一番橋上と化せ

十四日

時々雨起床東京内務省に
行田氏を訪ふ、留守なり
橋義彦に面し書を
活る第子を栗林氏
宅に預ける為なり、又真崎三郎くも
面会す、去四年後より来者元の下剤と記せ
ラるゝ事なり、坂田橋に帰宅、五十時頃
宅に帰る、夕日二橋(栗林氏)に行く、今を報
す、中宅にて佐藤村俊に
橋義彦真崎俊
其分終る福吉、東京電報

ちなのうち五十四ウ、対する四面雪景色なり
別なり、高橋義孝氏、伊東吉左衛門
の紹書を示さる、ちなみに栗林坂にて相見
行形亭に到る、時に、時刻十二時過ぎ下り坂す

十五日

晴、早起行李を調ふ、左右足昨日の疲労入る
面白き状態なり、坂口五郎峰、長井一郎治、彼
方なる後藤の件に付協議す、長井云ふ
後五時過ぎ五郎峰今日の仕方を
報じも引る、十時三十五分岩城屋を
出発、栗林氏方亭に立寄る。

十二時十五分五十五時に下車、旅館に
投じ、直ちに出発、旅館を出でて
物珍らしき、旅館を出でて人力車に
行きあるも毋も又人力車の世話をなして
養養のなる保田氏、歩きたるを何人
もあるまず、時々を指、余の訪ふべきを
電報しつゝ、二時三十分一先づ高橋氏の一番の
時三十分一先づ高橋氏の一番の
も再び北驛を通る、ことを則し市
を出でて去る、所々海路、無有なる
四時三十分篠田氏に着、一浴清閑を
小机と義しも日記を録すること三四

枕頭酒を呼び早く臥しを速の睡眠不足を補ふ為めに
姉妹（今朝十一時）共に就床

十二日

晴、未明より起きて出発五時二十分の岩城一番汽車にて出発し六時四十分石巻着
直ちに旅館田子新に投宿汽車まで
車中、先生に代りて東京より帰省の高等
師範学校の学生の為めに修学旅行の
為めまゝに出発する事を依頼せし
う、先生の代りとして御高説の
中に

十三日

晴、谷村一太郎、谷村友吉、冊善原平治
内山定義、並木元吉（冊元吉の伴）等よ
り来る、並木、香川、梅沢を訪ふ、又
内田修二を訪ふ、高橋を面会を交換
す、後田の未子死去につき弟子一番典
を送いの所に久保田に行く、久保田

会の為ちなみに石炭中生来の桐土根共
他を検分するに人夫等義悟を行なはし
ものくさ地の勢に応じ二ヶ所に分置し
十二ヶ所内中に立用小屋戦仏
左五十間の先に倉庫不義干藏石炭
うえ方出す関太平洋汽船支店
即ち義会義務所・事務室を差出す
き方書類を為す午後四時頃出発
四谷に泊る泊を路る又汽船を京浜
汽車にて帰宅内閣平山君と主客内
中也

時大工佐藤吉次郎義悟所
宅書類整理七十二円七十五銭
也、山田時枝秀平ヶ月内の分
市場方行く染付菓子皿七枚
の通知とも拒し考る、田代美一
吉氏を訪ふ、午後内務大臣を
官邸に訪ひ此日話しもつて公
村友まらも林子平八膳を
携へ来り東京郵便
局まで内務
ます、帰宅義悟干出来

十九日

雨、山崎恒[illegible]氏[illegible]
つとめを[illegible]く、湯殿[illegible]
[illegible]、午後[illegible]
[illegible]代七十二回[illegible]
の行を修む、

二十日

雨、富[illegible]毛利[illegible]
宗八[illegible]

二十一日

晴、江部[illegible]夫用[illegible]
三[illegible]谷村一太[illegible]
田[illegible]
[illegible]
田[illegible]
[illegible]

出来[illegible]
[illegible]
[illegible]
中奥田雪[illegible]

[illegible]

二十二日

雨、[illegible]

[illegible]

二十三日

雨、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の書を展覧し十二月に到り無之候へ
ども波多大主殿午殿を出すし
故伯母ニ為り給ふ田中大助より
来書、

二十六日

同、大多喜舞三郎殿より母の遺物一冊を贈られ
る、後の義孝殿に侍し、陰抜群
しう後世の模範の人なり、
主の恩を思ひ贈られる、

二十七日

時、清水清兵衛殿、清水豊策、本田
信義、土屋信義、四代亮介、文二郎、湯川、増田
義一、三吉、もも、もも手紙の書を送る行
方の四の五、佐久間真之助、久保田
彼昌、同信義、の五郎、刊り吉、所、隅の口
書、を、を、四郎、物金、郎、郎、
自分を送ひ書、朱書、掛を解る、

二十八日

時、九時、中時、三、清、地書、石塚、
山、書、校医、学科、長、古賀、先、大、土、
書、大石、現、四、毛、利、富、尾、関、大、書、

大石毛利氏拙宅を訪ふ、帰路三山来、
午後閑に乗して家族婦人十数本数器
[illegible]
[illegible]

二十九日

晴、早朝より本田[illegible]
[illegible]柳城の為紀公[illegible]
[illegible]
[illegible]十一時[illegible]
[illegible]
[illegible]

冊[illegible]
[illegible]

三十日

曇天、[illegible]
[illegible]
[illegible]

素義なる年寄、只管を以て過の後悔
慶郎を謹み終る家を、よく到底書を
なしおとろく

三十一日

晴、風、森之七郎左衛門殿廣田より来る、土屋
の姪なる婦人の社寺を巡流す、夕
つの洋樂研究を高中山の件を中路六
郎くに成をなす、午後義父の義に到り立
て協金に成き四谷へ廻り平山氏を訪ひて
うくる、

九月

一日

二百十日晴、長尾、茅久一郎ともに来書、田中
氏一郎来訪、湯殿山三を今朝
岡書事務を協議す、山田路義来り来
訪ありたるを始る、高山小澤一郎
西瓜二個を贈る、日星春平氏四峰に拙
うれ来投寄月と伝ひ陽十二時帰

二日

晴、谷村一太郎来訪、大石理四郎と
来る、夫江春松来り

生徒とあるべきなり、本田作義、古池素三郎
等、山崎恒四郎らも出て天晴報ずる、
四朝月星既に傾く頃原くしく沈まず
食間まもなく果敢なき夢を覚る。嘉永元
年六月二日、桜田門外の変、協和会の
をつかるべき事月山形知事と開会の大会に
べき協議決定する所なり会合した数す

三月

五日、本田直義来る、流山の北辰社の
紙上会の成味活を数月連載することに
なりたるを以て相談する為なり

謹模原製

午後、佐田白茅来る、高田文彩又来る、少
刻ありて本田氏帰る、これより直ちに新宿行
毛利雲義同朝来る、(後)[後]とつまく、余
帰上一坂の浪説を為す、増子中立の状
刻を書す

四日

晴、むしあつし、関右京亮紀念碑の件
これ本田氏紀念碑の件なり
本田氏、柳城に来る、柳城氏も来り
前原桂秀来る、古池来る、古池に来る
雪根の悔代を為す、定まる多し

書を天に仰ぐ事数度なり
然るに其の故を無つて其の五年六月廿
日の中に無之る抽文を拵し考る
午後雷雨に濡て帰る 塩田道を訪
ふて別れ難し 夕刻帰る 塩河も五時
一時を空しくする

五月

時に毛利安房国司事を高し
来る田中准一郎高杉晋作国の件を
言ふ 夜田中氏新来る北辰分隊と金の
浦浜を第一番を北辰分隊と扶桑
隊と十一時より午後二時まで言ふ

東京博物館

時に早朝より浦賀に出張 蒸気三
隻 夜国出張設計する
塩滅す 今塩田 田中准 浦賀
重役 田中 歌 塩滅して
高杉 晋作 を高杉
七人来る 高杉義 高杉義
義船 千五百 日午形
又 塩田 桂 塩 人
止 明 と 千 と 又 塩
現 国 設 新 塩
件 塩滅 刻 高杉

渡辺弟の義を毎度[illegible]金の法
流儀の技術を[illegible]
忙殺し

七日

晴、早朝より湯殿四郎兵衛
はじめつき出発[illegible]
をおき弱[illegible]二三[illegible]
[illegible]
件[illegible]十一時[illegible]
[illegible]二時[illegible]
[illegible]数[illegible]

東京原本

[illegible]流動[illegible]
[illegible]

八日

晴、並木[illegible]一小田原[illegible]
毛利[illegible]
[illegible]四谷里田橋二十四文付、[illegible]
行、八百四十[illegible]
四流高業[illegible]
義[illegible]切[illegible]
[illegible]切数[illegible]
[illegible]
[illegible]、左朝

鮮和田信さんも来れり。

九日

晴、森脇長村来り、廣文庫刊行会に
関係まうちゆる話しをなす、午後山田
桂香来る、男女二三骨董を
しらべさせ信長の交渉かこれを
うけしも後者の方面も話し晩餐を終
してあり、午後西を終と降雨
むしあつきことこの上なし

十日　日曜

晴、稲葉君来れり、夜明方強雨あり

東京博覧会

別に、北海道名産と題し、雅俗和歌
郷材料二時間程話し中間
しも、旅疲れの為
とあり、朝鮮より高麗人参
者、又石川千代松博士来
三吾の者と接す、午後義会の
り立花の方面を
脱る絵葉書九十幅
あり、此まり拙を
物方面を番号
示す

義会の在萩の白峡義風氏方

[illegible]
積の塵埃一掃
杉井中六一件を
[illegible]
[illegible]

十一日

時風雨杉義彦[illegible]
十時[illegible]出[illegible]
午後人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二日

雨早朝文[illegible]
吉、[illegible]
田中一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]骨董を整理す、

十三日

雨、湯殿[illegible]子[illegible]来る、堀江源[illegible]菊屋交[illegible]来る、田中[illegible]来る、左大阪畑田保次[illegible]来る、又右衛[illegible]代[illegible]来る、午後雨を冒し[illegible]高[illegible]来る、[illegible]

十四日

雨、[illegible]

東京帝国大学原図

大沼[illegible]方[illegible]一[illegible]を[illegible]す、[illegible]の[illegible]井忠[illegible]を[illegible]す、午[illegible]を[illegible]る、午後[illegible]久[illegible]を[illegible]庭[illegible]来[illegible]書[illegible]、[illegible]久[illegible]後[illegible]を[illegible]し、[illegible]を[illegible]出[illegible]を[illegible]し[illegible]を[illegible]す[illegible]る[illegible]

十五日

雨、[illegible]来[illegible]山本[illegible]来[illegible]
[illegible]田[illegible]秋[illegible]来[illegible]
[illegible]

行事書状を認め、京都井上春元に
新年状を認め、前略すと曽蓮代四
十四匁、四谷里田代銀壱
二十四匁、高麗文五郎へ内金
七千四百匁の会用歌の書用し
義捐のことを報ず、山本知事ともに灘の
酒二大瓶を贈る、午後義会の報と
到る、内務省高橋金壱千円
外に金壱千円を内務、義会の
義捐振替奥宗忠四郎外七名振替金余
の活法を北海道移住
度件一に書状を認む、女子大学の塚

東京原製

光寺東流四時、震あり、

十二日

雨、毒瓦斯の消毒に伴ふ
防、抗本佛徐新紙を貼る、茶碗之銀
箔を貼る、蒔絵花を貼らし来る英
蓮花之図代銀四匁、
沈の蓮蓮代銀
本印を貼ることを文部協会の件を協
議す、二時半畑田保次の長吉と協
す、高麗方、曽蓮代九四七十五銭振込

十七の

小曜、

墨夫、もしあつし、畑田の吉材を用ゐる事、
後の英吉、ちりとも来吉、必つとめ
枳田を、と為て遊び終と渉外と敬策
流動吉を、うる、春山義意事
訪、人を使て江戸を又後園
二手入を為す、枳の修復出来白木
所より別書を、枳田又二印来
流

十八日

所分朝使を笠原多右衛門来

東京原製

千田為打出る、主人天山時恒門来
吉、関吉、茶と清印刷社長、三山紀金
印刷体裁の件、来る、奥田重義信義
刷行の御相を高らし来る、茶井忠大
印とも来吉、小田原藩桂義来訪、
書、前世を同説す、夢庵寺の石田の
旅館講義、枳吉切、大限修寿信重後
中、三十四吉附、平山弟く三宮木挽
所高弟橋と別り大限行市、江木翼、
方橋、衛門あ人寛と別れ、相陽の
動車と衛門とうつる、

十九日

晴、表座敷に於て二幅のこし地の掛物
金揮毫の額面二枚出来、往相関
東道古池素三郎氏成路道元の幅を
贈る十五日掛る、文久江戸一度目耳
山本竹士大学石二郎
は東海午餐を共にする、六時過
桂秀吉泥茗泥二個を示さる、夜
井一郎来る、午後ちくあつく家石
に掛くる義仏の彩色桂秀を紀き
事の葉葉書を書し行る中也
帰る小雨降る、左来る工一ん大学教授

二十日

陰、午前體温のしくあるを如之
し直に採用、田舎為に訪書
色を別る、山本氏茶を立る
七月、和歌庫平一郎氏、午後体温
三十七度四分、前田醫師来診、義田
氏面会を拒絶する、終日臥
々々七眠る、大江丸幅廣田くこと

貫一郎来る、新田川田楼主の訪
別る、和歌庫平氏
尾路氏

北海道 鮭塩引三

却、廿吉氏の拙稿掲載為替出す
る

二十一日

晴、明る、比すれハ寒のゆるく為る、高島
の柿あり相すゝ者を謝し出す、
菊屋花を折る者、田代莫一久原家に
採用せらるゝこと決し謝礼を為す
竹の枝秀る味噌漬を贈る者
三山校者出張郡役所を訪ひ
所感を述し、流を与へ、高木氏、伊
藤を送る、錦の屋根を元通りせし足

東京博文堂製

る、中村原しかるも紀念事業部年書
を送り来る、和子氏産事事務

二十二日

晴、今朝多数の人夫
来る年者、苗代の田植を終る所
状を為す、田中峠一郎
を越す、北郡行政
法第紀行 仮お本紙より校正、北郡
行政、十四号(美)す、山本仙士郎
故後の書状到る、北郡行政
分左部の切り五号書状を為す、

回税十三円四十四銭、拂渡、廣井一二者を
為し役人中の若代弘治法を解
する金子文を所持の所役面上に連載
する伸、有井宏を為すの為を為す、多為つ
きことを乞しく為ひ、一流涼を
納る、

二十三日　大雪

終日細雨、田中惟一事紙を作る木村吟平
況之助一来訪を訪る、五的出一ヶ米吾
郎の為出る、有出の者の者状到る、夕の
筆下稿に就て之を録所報を郵送する

東樓原製

沼新報の為の下地を作る所也三十件を報し
ち、廣井一と者を為す、五
十銭力を為し一茶を
産を到る、笠四五次を重相赤と者の
出来を報しまする

二十四日

終日雨天、日曜日、初来筆稿に就て之
北城新報、特書を為る年
終所く供を之を為つを為て湯坪に
浜新書を為ん、金面を為し為る
仰書、日中書を書に赤の様に就て

[illegible]

二十五

雨降り止まる四時頃中村務氏来訪雑談中
[illegible]句を作る、本日三本目花[illegible]
釈二三枚を書きたる午後学校[illegible]
[illegible]

二十六

時代の家を、朝来出掛け心地悪しく帰宅
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十七

[illegible]

墨天に乗じ八時自動車にて元町を経て
山田中堂を経て日乗寺に詣で
付山岩時之助氏に紙巻煙草半ダース
内田氏を訪ひ、内田氏中央亭にて
高畠貞文治中を招
くる。山本和士氏も来る。紙巻煙草
当板を出す。藤田の行を行ふ校了して
相手なる。午後自里路に招えん上田湖水の
矢作等と共に終て招待して十
時帰宅

二十八日

東京原製

雨、早朝に雨来る。午前十時
田辺村小井清吉来る。夜
相手に校了する。田中侯爵
又来る。夜に入り清吉を伴ひて流す
廣井一郎来る。午後北洲氏相手
の鯨肉を食し又雅仙に行く十四
名を招き投扇、札幽の井口義郎
治右衛門しとうて、岩崎男爵家の三番
宴所の一人なる所なり。陳列する。

二十九日

墨沱新聞社田中侯爵 板橋菊松博子

去七一日井上に長谷寺文書を前田
さんと西郷さんとに見せる事、田中堅一氏
峰来訪十一時立峰と美術院展覧
会を一覧し、池と場龍田屋と一杯を飲む
物産館に別れ四谷平山邸…夫より一
二の骨董を見る、不年中 田中一亨
一反西八ッ橋 昨朝江遠著 越後高言
本一帙八冊を買う 先年相江の遠思
を偲ぶ 夜 鐸次郎氏来
一ッ橋書、古池書三書 三協社
来、

林日

昨日骨董屋より前田侯家の寺院の
宝物の件を云ふ 秋刻 下谷稲荷
の二戦に焼退 焼の件 行事書 往来文八
枚 稲荷神社来訪、江都濱夫の書と 稲荷文十
一の九 [illegible] 文の場合 神都と合
文の古 焼の件 場所、高木を訪
高木の同家を [illegible] 能本氏三
印ッ来書、答面以武来訪 [illegible]
る、[illegible] 十四 [illegible] 十四
神 立つ時 平ッ印 朝鮮 [illegible] 加藤 [illegible]
ッる

○十月

一日　晴

大早ニ乗ニ之所者渡の件ニ付来訪
本信流（唯一流ニ而井）来流、藤田氏新
ニ お半殺ノ話を二時ニ及ビ帰也
しかし（略）ニ歌舞伎座劇ニ
つきこうし来る、貴兄の義ニ就ても
お考ニる、田中一氏ニ話申置
、吉物を出す、下木書院二の字ニ付
来る、岡山田沼氏出来、一氏と
会う来る、

二日　雨　蒸暑　茶の業棚を高らし来る、山田
源太郎来訪、桂氏ニ而美術
俱楽部ニ行、三浦ニ行不在、名倉立を訪
ニ伺ニ高橋義雄氏ニ面会申ニ入る
お新しくも無兵衛ニ年始を申す
ニ伺ニ、板橋菊松ニも来書、四谷三河
屋ニ出張印ノ彫刻ニ出張（略）ニ
つも薬地特製ニ依しなの作用ニ謝礼
ニ帰ニ、陸氏、鶴肝録の行を比較
行ニ郵ニ又廣井一ニ書を出す、

而して[illegible]二寺を[illegible]し校務[illegible]松の
修[illegible]新に文[illegible]を[illegible]る、日本国古[illegible]
場[illegible]し其寺[illegible]山形県西田二ヶ所に[illegible]
の演説を[illegible]し[illegible]る、十時国[illegible]
事[illegible]る、引つゞき午後[illegible]
[illegible]業終了[illegible]
[illegible]人[illegible]村山[illegible]松外二人十時
牛[illegible]西田[illegible]人親[illegible]
[illegible]る伝[illegible]河[illegible]中山五兵衛[illegible]一[illegible]
[illegible]を[illegible]又奥[illegible]
を[illegible]る[illegible]

東陸原製

[illegible]し[illegible]
[illegible]也

而して[illegible]村[illegible]人[illegible]
[illegible]浦[illegible]
[illegible]紙[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]浦[illegible]
[illegible]栗寺[illegible]

寺内に行き、古間部の[illegible]を奏
せる。[illegible]元年及び義に出でとう天下
[illegible]

五〇

兩、萬四郎三萬石山田藩主
[illegible]交代、前略[illegible]
[illegible]伴[illegible]田中[illegible]
[illegible]
[illegible]

御指図ニ付、行村家ハ出陣の件ニ付
すると午後五時ニ御出陣を願ふる。

七日

雨、行村重組織（十二）室内掃除、早稲田中学
義金ニ付集ると件ニ付教ると活動
ニ付活生命の件ニ付ニすると元義の様
元義印刷を頼む、書面作成来訪、省
活版ニ書を渡す、書前略届る十
二月書ると室の約束ニ付入口
活印刷の金後年ニ紙義元の
義ニ到る、石塚来ると支

東京原製

けの器物ニ社を立て石碑の建設ニ付
書を送り安藤守ニ印を相談ニ入
ニ河原出張ニ就き十時家ニ
る、書籍新三ニ自分の掛る、山室書面
代六円七十銭掛る

八日　日曜

晴、午後二三の客来る法学士（不明）家
ると相談ニ到る高来る
ると二三の者を殺る、午後ハ
を作ると数業活版ニ就し第四
版の活動写ニ見ると前四
時ニ来る書、前田ニ来る柳谷推

拓本撰述を終り、高木に十二四出
十美拂濁

なる

而、村井貞勝、ころ四五人を手始め
元亨の甲冑を着用し、資産代銭を
七十四人に分ち、高木五、
不四五人を平の新参、石塔二人を
流、詩を以て平塚
寺の号流しを云ふ、此細の報の原稿
を加筆して手紙に到て、原稿
郵送す、表紙を色黄する本の寺
内内閣組織成る、組織前年四一汎

東京原製

内閣と、情報官也し此迷ける寺内一汎の
内容をもて河の量汎も異なる所
四入閣せる人物を、方等也世人之を
見しておる独未内容と云ふ前後知る
べし

十四

和、往年高八以二三年変り、此紙幾
の原稿を投ず、八を大に鮮ニ、考し細川
氏、高田閣の船を与ふ、大阪山本
仙士ともに年書、十四出て、郵四通、
郵を張ひす山本、四て十所内也

多石塔碑面に分和を彫る、高未詳
らし其者、又山形新聞も湯殿毛刊
と書き記載る、

十一日

宿面雷、仙台新報社、書籍屋を探しも
書状を送る為め郵送す、市場を経、井上の宅を
郵送す、宅面石工休久写書出を見る
男代吳一久原の日立橋山製所、傳
ハ、と云ふ浅草に出る
郵送す、書籍六巻十冊と余石亀伊
仁面の書間を抱携す、高木を訪ふも清

東京原製

り仰宮十三日湯殿、夫より交山隔石
宮拝、碑巡仰宮、帳を婚の地合未江
代新市場、山形新聞社、湯殿を印書刊す、
午後三時市と別る、偶く約束仲顕宮会
道俱入り来る的浅笑、小幕帳春
梁汽紙冊を婚の
書書る書面
間長頃と
朝吹英二氏山形の絵画を言
しなるを聞く人白婚自慢の帳
也、吉岡二橋寺新書志社に画つる平
山市仰宮の面く二十五日清す

十二の

陰、往村弟[illegible]十郎[illegible]事、[illegible]
[illegible]件豊[illegible]
[illegible]件を[illegible]、[illegible]
事[illegible]、[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

堺町通と称し、[illegible]
庭銀割にかく堺町[illegible]儀城西[illegible]
堺町作[illegible]城[illegible]月（家康八月廿五日江戸
まつ江戸[illegible]石工[illegible]秀[illegible]羽[illegible]秀[illegible]）四幕
[illegible]其[illegible]を[illegible]くこと十日打出し、今回の
割初の事大日[illegible]事[illegible]日[illegible]と[illegible]
[illegible]きたれと[illegible]

十七日　大雪

時[illegible]の[illegible]の作むうきこと[illegible]利
[illegible]事[illegible]手紙に関する[illegible]書三冊
[illegible]平山[illegible]を[illegible]一[illegible]

東京原本

[illegible]印[illegible]
[illegible]井久須義[illegible]
[illegible]
[illegible]

内義と拒こうえを撃ち地蔵家と訴訟の
事井久須美の件の日義更を
の件を協議し明日再び出張
こ集居の事を告して去る
童喜夏海印寺
前田氏文書紀行文一巻を贈る
る高木順湯浅月の書到る

十八日

時冊美原氏中島久満吉
男氏井谷常吉氏根岸の事内
状到る之を田中氏に
示す

東京帝大

二月小池田三を訪い去田氏を
訪い又桂山宅を訪う所々訪ひて
小池に帰宅する田校の事を云へす小池
桂山と日花谷氏の相談をなす日社三十年
紀念会の委員会日社の
内義紀者に帰する仕向けに就て内議し
為也十時内義を見る紀者を訪ひて帰宅
のこと云さし又明朝東京に発
会の用人と京阪に紀行
に引つき掛を渡す社説の件
喜平に申す事
一見者を訪る紀行を

[illegible]の株を二万五千目と見積り
[illegible]株二万五千目を差引五千目の分
[illegible]を組合[illegible]
[illegible]の株七[illegible]
[illegible]株を組合仁一[illegible]
[illegible]推[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]

十九の

[illegible]、往村[illegible]八、出[illegible]の株、[illegible]、[illegible]
紅[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]出[illegible]の株
[illegible]
[illegible]

東京博覧会

[illegible]
十[illegible]一[illegible]紙[illegible]
[illegible]千[illegible]
之[illegible]
[illegible]
[illegible]、本[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十の

而、奥の方を都城に出張する筈なれども、
三方ヶ原の戦場跡を、伝久寺典よ
り形容を石碑に刻する拓本を送る事
、今年八月なれども未だ、前田源紙部
国路出版の件、方今の所、未だ
後手山市を始める又黒田太久出方の法
列を見る二点、時の変遷、和田著述者
状を物語る、

二十一日

昨夜、名古屋清風新聞、
、為替を送る、日刊毎日通

東京原製

信濃毎日新聞、田中光
顯伯の論を主として、今日、活版を
以て、十五年の昔、古池素二氏
の事を報じ、百年の昔、高尾の義烈
を報じ、四千里四方人馬を飛ばし、又高木順
を訪ねる、京橋義長留吏
二印の方刷る、板橋菊松氏来る、
二十四日、偶出国、松本、岡山国宝屋
根瓦の事内状来る、

二十二日

時、初年成島の家を立て、和田義方と
書簡の往復を為す、井上[illegible]の印、古
書を為す、山名の御宝を立て、二
三の家と撰し、[illegible]外出、[illegible]駅と
内藤大学を神会し、同伴大井村の
茶屋中に内藤を入れ、一の茶屋まで送る彩
の助言を為す、一の茶屋まで送る彩
義の様子を聞く、[illegible]の比
公[illegible]を数[illegible]し、[illegible]
[illegible]天正文書[illegible]
大沢和田保次[illegible]松茸を[illegible]
[illegible]

と報じ来る、文庫の悔修復の為
[illegible]

朱三の

時、増田[illegible]湯殿を印出、奥田
芳義、文[illegible]田文二印又[illegible]古河
家寄附一件[illegible]を[illegible]井上
[illegible]印、和田義方[illegible]の[illegible]印刷
金[illegible]の[illegible]金[illegible]
[illegible]と西林三印[illegible]松茸を[illegible]
[illegible]報と[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]、和田義

まらも起きれる、

井習

時、廣井一らも来者大阪花家らも松茸
を贈りまる、和田善吉市路反松こ吉状を
贈り、朝来落同らの歌を報き北紙紙紙
、拙載まるき雅俗お来の粉を以授
事沈中しめ小吉らを参す、今の数吉家
人八物を義へ与る平と云ふ、五来交
関云中春晩美樹まる平紙高春義
唐紙反書しの去紙を使ひ来る、吉の
習流し吉書を居記す、五時らも回山

東京原製

同吉今回人に拙う元高時竹俳集回
、外く、此句俳紙の五時ら来る
時新蕎麦を春飯日し来る

二十五日

時、平石坂節らも梨果一箱紙らも織
反春ら来る坂の時紙らも蕎麦
を贈る、湯盛吉中来信、増田義一翁
しも丁南紙ら高又手紙の元吉を信
め、古池素三来る並木元吉西を
西報者る、北紙紙中池淡吉中来
治回祝ら反拙を贈る、一ぬらも高桜の

維持方法に帰し、而して大阪の石原義
三郎事件、甲州の出張所設置の問題、
義勝房を保護する十四家附属す冊
吳康平氏も其事あり。

二十三日

雨、坂口五峰来る法華経事件と題
する小冊を訪問義を訪問する件に関し
多忙なる中に偶と坂口五峰も来る。宇
[illegible]も五峰と午後を喫して[illegible]
木方に赴を繰りて[illegible]
来る、井上辰九郎氏も
来る。外出中名古屋の三好印其

東京原製

ゴ、蒙公書雅[illegible]を電報する後
義を[illegible]来る、湯浅吉郎も
を始める。

二十四日

時、田原武夫氏の場合[illegible]
形式とする坂口五峰[illegible]
時義を始め[illegible]
義[illegible]の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

田健男より 廿日 [illegible]り 魚卯カス 浜一
函 [illegible]ます。[illegible]

八

二十日

[illegible]元、高木市太郎氏を招く件、内務と電話
相談申上げ、[illegible]
[illegible]
状を認む、八時大隈侯と沼山一二
の件を談ず、[illegible]
[illegible]、往訪宮八幡宮、午後[illegible]
[illegible]
[illegible]謝状を認む、[illegible]

東京横浜製

の[illegible]を[illegible]
[illegible]大隈侯爵邸の接拶[illegible]
旨早稲田に園遊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十九

雨、朝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

高槻城主伏見炮術

三十〇

西、関ヶ原の平柳田ちかくの歴史の材料を追ひ求めたる節もしちかくを思ひ立ちたる関ヶ原の一面を節化せしむ、萬屋家る端緒を解一を解ひ石の若を代弁ときす、程村高八萬四千石、萬田と峯への城味義を二位殿ひ殺革記せしむ、田原武夫義治ひ年毎び及び減騒と義中義進の事を知ふ語して去る、丹羽原平城物語

東樓原製

吉状を知る、西本願寺の教ふ、西本願寺の南学寺の教ふ南学物語と基とし五拠を基礎とし伴を言ふ事なる、丹羽田中高義生の松浦屋を平大思物語こつく、生釜山伊其印方こと言ふ吉・月末・鈴宮ひとつ物語こつく物語五十四一〇物語、鳴乃里川久馬物語多解物語

三十一〇

墨天、宮義光仲瑛、高島井方ミり文と義田の稿と手を入れ西年こ

ものにて、廣井一ものも来りて大
隈邸に到る、二時より大隈侯後援者八名の
解散式を行ふ、余は出席せざれ共
こゝ高田の諸流の義者数名、改進
党にて一名演説あり、散会
帰出来、不在中内閣更迭来る

十一月

一日

雨、湯浅吉郎氏来訪、北海道移植に関する人と

東京原製

坂本氏、二月の招に応じ入京井
一、こゝ方面を見る、十四日に帰京、梨
果一函、郵送する、市場及移植に来る、四
時より某地高等学校に入る、
せこ、杉田高成を訪き連成西法の講
を聞く、和田の著を湯浅吉郎より拝
く、和田を伴ひて四中義成を訪ひ
天正文書偽の鑑定書入手

二日

晴、片上伸書記こゝに来る、吉木士英死去の
報到る、時義船行千七百四十円到着

三日より五十の日宇佐八幡宮に詣で
まする山田庄左衛門尉藤子義一郎事、
都城に加勢の為に
出張致さるる由にて
出船、風月堂にて菓子を嫁に
遣はす、室長より三方状を
別す、四谷田中義成へ菓子を遣
為替者る、

三日

快晴、本日立太子式挙行に付萬戸祝意を
表す、廣井一郎事、京都より報社

東京原製

紙風船を発売の由にて
金を出す者多し、
通り町人家
通り町、徳川親倫侯、十一日華族
令嬢に相撲を見せる事内
秋刻、田中義成氏来る、
術理宗都に相撲
をとる、
陣列を毎見し
て、真崎相撲の
す、千秋丸、
電車を
都合を
紙風船の
相撲を出
花
川、
人を男女場を
新、

田山白文二郎氏ニ贈ル跋文の略之を略す
和田義彦氏ニ与ヘタル書

四〇

四月、三好義武（後方ヲ）の訪ル往ル所
八木城、京都のひ村正大の寺ル、
南宗寺宮出欲人来る和田保次ニ与ヘタル
書、午後小石川植物園ニ行キ
夜ニ入リ秋香園ニ戻ル
書、外出中房井一の息重次郎氏
訪ル用件ヲ聞キ宣春丸
ニ与ヘタル書、政治論二冊再版成リ

東京原製

出版部ニ送ル紙本ヲ

五〇

時、奥田芳彦氏来訪、高橋義彦氏来
訪、義彦の甚ダ
うるさい事ヲ列ル迷惑ス
[illegible]
下ニ出版セラル大隈侯案修正陸奥式ニ
改ル、夕刻御書、南宗寺ニ与ヘタル文版
論稿一帙贈ル、真野柱ヒロ来書、
和田保次十四ヒ三好義ヒ書
出版
南宗寺論稿

布設状り為行を回付し来る

六

時、大掃除を行ふ、二三事実寺院大掃除を為すと雖も、井上氏九郎と称の二三寺を記、登閣寺及び[illegible]、二の寺大隅寺の寺と共に[illegible]相続建設接待の寺也、[illegible]二十数人[illegible]人を寄せ[illegible]、相続余四人と称り[illegible]一命の請願を為す、[illegible]を[illegible]、外生市村山[illegible]平山[illegible]

御使者[illegible]余の[illegible]寺也[illegible]
[illegible]の事を[illegible]
[illegible]期の大正二年一月
[illegible]村山[illegible]
[illegible]
[illegible]

七

時、[illegible]寺[illegible]
[illegible]十四[illegible]
[illegible]十一[illegible]
[illegible]
[illegible]村山[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十十一月[illegible]
[illegible]
山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
三[illegible]
[illegible]

九八

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]世界文中、世界歌[illegible]
[illegible]世界史を附加
[illegible]日本史邦史を
[illegible]舎を[illegible]投函[illegible]話二時
[illegible]電、[illegible]して[illegible]年[illegible]同[illegible]
郎の[illegible]、江[illegible]
[illegible]投[illegible]
[illegible]未[illegible]午後[illegible]
[illegible]

十日

雨、[illegible]行き図書を
[illegible]、外出中、[illegible]

東京博文館製

耳[illegible]、午後家[illegible]肝録を[illegible]す、田中[illegible]
[illegible]、[illegible]七[illegible]

十一の

雨降りつゞく、[illegible]
[illegible]、[illegible]
来り金の鎖[illegible]
[illegible]、[illegible]
来、豊川[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]肝録を[illegible]して[illegible]
[illegible]三時[illegible]族[illegible]の図書[illegible]

場合ニ付ては、同台藩徳川御寄
附金ヲ拠ること、なれば大隈伯帝国銀行本店ニ
毎月積立ヲ拠ること、なれば徳川侯の御寄附金
月ニ転換致候ハ、てもよく、本年分ハ二期
府税市税所得税十三日ニ納付ス、

十二日　水曜

昨晩、湯浅氏帝国銀行の紙幣の件
京都ヘ行くことを義ス、中ヲ
ヘし明日の船にて京ヘ一泊ス中井
章ニ頼し、三枚書映ヲ拠ることを
ス、なれば帝国ホテルニ大隈侯の方を訪ス

東京横浜製

ス、なれば大谷ヲ、夜ニ入り行ス、

十三日

昨、山岸外ヲ縣庁録三十数則を落
所持ス、直ニ浅草ニ味噌漬の
発ヲ送ル、往ス、京ハ本分、関ヲ
ヲ拠の次第料ヲ以て投書記ヲ
大谷ヲ分の件、有本氏、午後ハ
林屋三を拠き同方本氏、午後ハ
す、小田原ヲ三骨堂他を三十銭ヲ
渡す、夜ハ早寝ス、東京ホテルの寺崎廣
章ヲ来ル、明府津の別荘ニ拠ス

十四日

晴、瀬川定行来る、先ち分部付を出
し、北郡行程、板倉郡の行を
言す、小柳美作守ちゝ千本吉、玄蕃ちゝ
来る、手取番人の義に到り、北郡行程
の寄宿を修の又南内宅、村庄の所者の
今ちゝ又出せ

十五日

雨、朝早板倉郡の行を訪し北郡行程
を授す、度田来る、まゝ屋を招しちゝ
南三谷度陽修理来る、立蕃吉

東京大学史料編纂所

弾指屋ちゝ来る、午後又相生郡の行を屋
す、中番又七ちゝ来る、夜五の月報二三ヶ条
小中路桂を招き焼みを出す、玄郡
義湯殿ちゝ来る

十六日

雨、吉吉来る、吉田来る、国山大王の
詩を伝ふ、息堵一ちゝ悔状を出す、第屋
奥田郡の事務の鉢を招き、村湖
村、修宅ちゝ来る、吉屋来る、芳屋
吉、悔の義も注文す、又ちゝ十四物宅の
内、仲、田中峰一中、吉を伝ちゝ村井

初めてこゝに白鳥を拾ひ、往村宗八郎、千駄谷の田を開墾し、高木吉右衛門を
を六万自碑板木北の滝に角形泡を
燒ひ入る。

十七の

昔天、麦の森勝表る、往湖村を鶴の分
通書刑耳、赤堀三郎の森の森の
論、毛利吉義の義の西荒子壹印の為め
又吉寺明る、山新田寺殿を記念
城瓶を個を始る千後の、平山吉を始め
て多八り利印を始を三河の人敬し

東横原製

ひ、遠義世十の計列る、終始の事。

十八の

雨、雷作意吉を村井始り記る田傳文紀
明年年一月出立の也、山新壮を立
梅雨を多す、吉光の天田の為る場多表
下市神婚往多寺の為、神婚儀一中の吉
拾す、山形の伊義徳を多し
織倉名の礼を一文遠る、桂香田健六林
文七を紀の文共海別の海世後を見る、不
明年義千寺の山神をそ釈寺す。
城作名多出家一緒の演説を為

す成主論とこの時を一世界と称する

十九の

墨夷、[illegible]の[illegible]と刻る、並木[illegible]
沈ひ[illegible]る平[illegible]を[illegible]
[illegible]を出しは[illegible]と[illegible]
中路四五の三[illegible]
[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京博覧会

[illegible]

二十の

[illegible]
小[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十一日

昨晩湯殿山行者村より八日電報紙前
宿泊を毛利書記官と共に出発
午後五時半山形を出発する筈なり午後
手山形を過ぎ金五十四也新宿の内八
内君後日載を知らせる、雲案
第一ヶ月おくれ味噌漬を贈る、鮭
村書生書生書生の伴来
川為吉と書收まります、

二十二日

昨早朝大隈侯を訪ひて程を流す、蓋

東京博覧会原製

隠蔵を訪ふ、聖徳ゴルドン夫人、
紹介状を携へ沼山の図書を捜し
と訪ふ、石井村山の南山を
偶夫人の図書を求む、
り六月白碑拓を月四日
と称ふ、銀貨ふ
称ふ、並木氏
まりしと渝し沼
加賀守ふ
廣岡府知事
ふと対面と鎮を称ふ
第氏ふ、書牧田を称ふ、少久江第一

[illegible]、里田大久馬五郎漢
印二顆石印三顆石川大山峰雲二字刻
款を捺す。價五円の内五十銭値引。

二十三日

晴、六田吉来る推進ある家書二通を
贈し其の寺蔵と称する蔵書
大砲鏡を贈る。五時の車にて帰る
石塚三郎氏も廣島入港中のうを報
し来る。高橋徳也首路桂香と清印
印譜を郵送す。石塚に又の状をか
す、北海行情報く為人の臨味教育の

東京博文堂製

[illegible]ます、午後里田大久馬氏
[illegible]を訪ふ、又一二の[illegible]を贈ふ。

二十四日

晴、朝[illegible]登船、四[illegible]の[illegible]を
討論し三時帰宅、[illegible]
[illegible]を[illegible]る。[illegible]
[illegible]を[illegible]し[illegible]を四[illegible]
[illegible]を[illegible]す。七時池[illegible]三[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]。

二十五日

晴、[illegible]の[illegible]の十池

城下を出で、真宮まで中食
沼名前の中津行中の名物鮒を賣りて
ある、百姓谷貴卯十枚歎願書を出す
高七百石余なり、京橋義兵衛なる者
千駄大隅代官を勤め堅枝維新後会計
恐れ出る所の例年の通御米を使を
殺す事、主馬殿より守田寄附
の記一枚を殺さる、

二十六の

雨、長沢真澄下谷物組頭中央停五時
出発して十四丁八戸宿の間

津の別墓に拝し、寺崎廣業稿原
鈴の二印塔碑の文、寺墓拝
明牛著、文墨拝す、地形北北
西に行也、廣業と廣人書
の石碑墨書、廣人書を
生れて一行と物くる、砂鉄の為別を
校海岸と文明坂の名屋の諸淡会をつあく

二十七の

晴、山田崎桂為山物組頭三戸
の、真崎桂次郎息中太郎を伴ひて
訪れを殺す、真崎去る後
流す、真崎去る後、余も乗出、一二の事

を乞し、真路を共の旅館に訪ひ
の事物語し、今日相宿所に帰る
真路父子五人を招待す、路文治郎
なる事者、加賀のまをこを書す

二十八日

朝早起時の気候あらあしく
昨夜の雨に引り水の清冷を楽し
む、古池者下三ツ元山山形の間を辿
ふ、[illegible]
[illegible]
[illegible]

元琳の図出版の件、[illegible]
[illegible]、[illegible]子石碑[illegible]
田[illegible]作人[illegible]
後の[illegible]浄[illegible]寺[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月

一日

[illegible]三[illegible]関[illegible]
[illegible]報[illegible]、[illegible]

東京原製

[illegible]陽義[illegible]、十[illegible]
[illegible]、午後[illegible]中[illegible]四人の子
[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]

二日

[illegible]
[illegible]平山[illegible]
一[illegible]高[illegible]
天[illegible]
の映画を見る、[illegible]父子も同覧[illegible]

又世の人は有樂流に於ける茶儀式の劇を見る、如何に深く其中に行はるるを知るべし

三の巻

而、小笠原流三箇条に起きたる事なり、陽の国者に陰の国者を婚姻す、十一の数第一の仙と称ひ、天地の始を元とす、而に義術作法主を立る、えらきあり流石と云く、数流に四巻を著す

城内山中後文あり敬しく茶道

東京博覧会

文あり、孔子所謂、五十学易、可以無大過、

四の巻

而、四巻茶事法、陰陽の理、十一の五峯と世に内秘し、

一の五峯と世に内秘し、

貴賤と五峯と年号を世に公にしたる、

問異なる名譽の仲、

川長嗣子、結婚の高義、

東京博覧会

[illegible]

伊奥郡助次郎[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

時、大[illegible]井奈三並木[illegible]寺柳島坦[illegible]
[illegible]羅拓[illegible]三[illegible]寺間の代[illegible]を拓し[illegible]
[illegible]す、[illegible]
[illegible]午後[illegible]碑と[illegible]
す、[illegible]神[illegible]殿[illegible]と[illegible]寺殿[illegible]
[illegible]利[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京帝國大學圖書

[illegible]

[illegible]

時、[illegible]三[illegible]寺殿の[illegible]
[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

七月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

空の雨を量り四十四挺の代を量り四十四挺を[illegible]

九月

時に伊達藩なる者井戸なる昌二千四の保険を附すること[illegible]

鯨肝油を[illegible]

[illegible]

十月

東京原製

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十一日

朝、和田義盛ニ書を送る

幕府ニ三事を申し出る

御所ニ参る

後登殿ゴンドン夫人ニ家ニ帰る

報告を授ける、古久志四郎盛高相義

庭ニ鄙夫す、方ニ遣ハ

を与へ、和泉国平ハ男子出生を報

し来る、加賀守ニ書を送る、田澤相義

十二日

時ニ、山岡時田ハ

都御所ニ参る

月日を賜ハる、三郎五郎本時海ハ

勝ハ来る、十六日

和泉国ニ帰る、

十八日

ニ関する二通の問答を授ける

十二日

時、花園淵四郎光頼御使

記義疏寶物を二冊勝ハ

電書を、猶予なく御知らせ申す
筆の勢にて朝鮮歸肝録を著し
訪問記を接ぎ、こんなことを
四年間物語る秋月氏の
書を送り、二三の骨董を
出品し、平山氏を訪ねて
うる、馬場書
きと共に面白く、講和論を
横式大混乱を来し
書を先に書き
河のとて軍を
山県上陸の報を
大名に拡まる

東京博文館

十四

時、面白く伺ひしに
筆の面白き事
文と事を、真に
と贈らる、並木氏
平山氏、骨董
所蔵の
時、謝状を
記列し、
事、稲田
を一変
巻

前田秀吉（徳川家）の
を形
書を作
の図書を
伝を

時、朝生湯殿に来る。昨夜中を拭改
し、同寺数の件を御覧ず、夕の後、雅楽
義朝の件を事始、関方より文来る。
楠義長より古文書（三冊）献入
之。流れを汲む。午後英泰法師を
招くて、前宮の書を別り、相模の絵巻を
へる、南宮寺の片岡吉嶺山、来訪。
能登に托したる金時計を拭改
田辺一郎子の記別る。

十六日

東京博文堂製

時、早朝関方より来る。前田にて、つき早稲
古文の創業の代を流し、他の
校史を編する。材を元人に求める
所の説と、四回ある。毛利高義、明治
来る。日本橋堂印刷所来る。馬場表の
ある美を見る。午後利用を造る。小常
繁と少の事。行きたる。伊藤有人方の
来る。夕、明治屋（中略）豆乗寄、
日乗しる。飯坂中学要一、来る。梨果一
籠を贈る。出版印刷、滞、新聞
解禁の事、架を別り来る。

時、於馬田石塚之中高橋義亮ニ書
を以て、市場石橋ニ個所を殺り且つ
間を殺て、中間黄一ニ殺れを殺す、
和田維四郎ニも紫剣金二回講を快回金
二昼法を毋を殺る、十一時廿分を以て
海岸、数条を回と殺し法動を
石てうくる、本日以後、命大山公の回舞
殺る、和田維四郎と相書をもつて、福岡
孝七郎ニも謝書別る杉山三郎ニも
礼礼を送りを謝し一書を投て本

時、内務卿ニ引揮大石湖の件を報ニ
相守命を受の話す、山田法務卿を
殺る、井田廣三郎間ニ市谷と話婚行
祝和を為打者る、山田法務
大隈伯を殺る、殺文す、本書ニ
きの殺の殺る今ニ殺御すべき者を
御覧す、午後、秋月の殺反論を
セントト今秋堂の仲ニ事情、徳川勢倫
殺ると共ニ南葵文庫ニ文庫ニ
分あり秋月る、殺る巣鴨を見まら

[illegible]漫山[illegible]を偶々眺る

十九

時、関ヶ原より[illegible]の枝の法華寺料を[illegible]
[illegible]山[illegible]を[illegible]札の書[illegible]を[illegible]、十一の出[illegible]
[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]
余五[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]

東京博覧会

二十

時、[illegible]の[illegible]を[illegible]
の書画を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]井[illegible]
[illegible]湖心[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

明年山田奉行の職に任ぜられ、二月十九日出発、高
橋義義と書状を取り、北条氏と
来書、酒井忠古と書を投ず、日蓮文
二印と書状を送り、赤塚殿と共に
味噌を贈る、田代英一と養子縁
子長一郎来訪、石塚三郎加賀守より
書、千葉氏の接の紙を送る、
ほ印ともドラマンヒアムに
の話出で、文七に乗し見と御話を

東京博文館

家を作り出来る男を選ぶ
御所と訪れ、自働車を
十時也、和田義盛来書

二十二日

晴、関天印を招きこれを
印大学教授来訪、和田義盛来書
を送す、お祝望を招き
す、出版印ともに本
四時也、書屋を招き不日回書

高木貞茂居勅定宣旨、まいらせよ
大納言殿、
宣旨、
藤原為氏
為家卿
為氏卿
為家卿
為氏卿
為家卿
為氏卿

[illegible]朝廷[illegible]を[illegible]帝
[illegible]四国[illegible]の報[illegible]を[illegible]
[illegible]平山[illegible]を[illegible]
[illegible]比[illegible]不[illegible]
[illegible]大[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]大限[illegible]
[illegible]
[illegible]中止と決し[illegible]
[illegible]大限[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]中止を止[illegible]

東京原學

決し[illegible]
[illegible]義の[illegible]
人と例年のごとく[illegible]
す、[illegible]味[illegible]を[illegible]
行[illegible]菓一[illegible]を[illegible]

二十五日

晴、平山[illegible]代七十四[illegible]、未時
[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]の南[illegible]
[illegible]
利[illegible]木戸[illegible]

ゆ、安藤しも後世をけものを滅亡し
敵弟生田に飼し法師丸をもとる
名刺をもよ毛屋書昭義兼盛と名の刺繍
決定年号を改元し出版部をもころ
用信入、石塚らも対面を拒らる、

二十六

時、毛利宣長、本居公平、伺代三角治
好者、義を英祐、来流、四原氏又又来
る、吹めを作りを拒せ船田と拒の、
義長人を光り、高田孫一郎、村殖屋
燈籠水書約立等四十二万四千三人

東京樓原製

拒原、平山書を作りのと時代ある紙数種
を利光氏義を拒の利答を向和
久宛三郎名為也、吉沢徳川侯邸と拒
ゆ、尾藤の義味あり所、ます、拒著
四中ゆを其書、

二十七

時、奥田宣義来る、父親ゆを拒山書製
巻十集一帖(時代)を拒る、平山氏を拒
名出時書西山義書(此書を平拒を
拒)三冊(此書を平拒)と一冊(此書を拒)
緑山義編と文編ゆことを人文の

[illegible]

二十八日

晴、風、湯殿山印書無之候間右ハ原田主税ニ[illegible]

[illegible]

東京原製

[illegible]

状を見ます、村山治兵衛ハ[illegible]

古川男爵ニ[illegible]

を賜ル、直ニ謝[illegible]

一、五文換と清[illegible]

書紙五)印書面[illegible]

七日八十[illegible]

引を賜ル、毛利[illegible]

を雇入る、午後[illegible]

田義[illegible]

明廿、早稲田大[illegible]

金三十円賜ル、平山也利助来訪

葬中木也鞠異絡を張り、毛利出羽
守殿花筏を二十人にて引き、前田
肥後守殿葉を畳み服
用す、

二十九日

晴、風、昨の葬中、寺前田藩の来訪
武士を例の如く、文書を以て
警備を集め、地を掃除、菊屋
来り訪れ、ものを
書、貴重物掛向、平山堂へ参し
よ汉方病人の病状
[illegible]

東京原製

とて伊勢来屋の方
を刻し、[illegible]
半、保保の[illegible]
七ツ半、来る、安田義三郎
を訪う、平山堂、[illegible]大
方白帆を用代三十五日掛向、

三十日

晴、昨日来の話、[illegible]
[illegible]爽快を覚ゆ、
山信方へ初日[illegible]
を[illegible]す、[illegible]

来、西来院上州高崎より杯を贈られ、[illegible]
為用に大火鉢四つ[illegible]
出づ、後村右地の畑地貸しつけ[illegible]料
十八円七十銭也、[illegible]（大正五年分）[illegible]
三ヶ月昌法寺代三十円送る、四代英一郎
来状、[illegible]少之行られ[illegible]
[illegible]分也、印行[illegible]
二冊出来也、[illegible]四冊の内
[illegible]「釘」を渡
[illegible]晩酌を試む

三十一日

晴、[illegible]来を金[illegible]、[illegible]床を拂ひ、掃き来

東榛原製

[illegible]の印定[illegible]
[illegible]
用茅[illegible]千束[illegible]円一月中雪[illegible]料[illegible]
十[illegible]
森勝美[illegible]
[illegible]
[illegible]

也、一年余之間、努力し研磨致候て
つて元の地の話等しきり研と一致を説
いしむ

東京原製

業績に就て

本年又々大賞を得たるを以て本年
中の大事件として特記を要すべき大限伯侯
爵に陞叙し元老に列せられし事侯の両家
更迭せるもこれ亦うたて余一身に於ては
各年年前年前年大典紀念事業の
義を本年に表出し二十箇月にして
務省歳入二億万円に達し
あるものの結果を得たるは
当時の結果に後多く余を
の境遇ならしめ本年は侯爵自ら
ると地位も中興の
業績不を得ざ
る之後子の墓を建つ

四昇三段蒔絵家々進之 同人の御作
去頃硯箱拵ゑ出来するこゝろのうち
蒔絵を施すべく、蒔絵の業こゝ荒千の手
入を年一杯を掛く色の作板を蒔絵
三土橋を作り二二ヶ不相相を心ゆき多し改
たる所多し又同不相地続き崖地七千
五百坪を字同川に成る時くるこんこう為
めの作業傍潮入もし四千四百俵
り受ケ、
此味噌を年と共に増出不三
千四百石を出す而して拵を得る為を以て満足
する能ハざるの理二新田
東樣原製

よ組頭所拵を各四十俵田造制度
貸俵十数年の現位不一新開き両漏り
且つ特産にて不足出来し内の乏しく
共作を出を物して年〻多くなる
陽家の不足後園の堅流界し墻壁を
築つき又大廣を作り、こゝ風を庭うの
光を鎖す、を始る者も流石を
現位に不〻なる能ハず内和大変
こ出産を清水を来年出来家
を出地を蒔ハ、ことゝ、えん寿
年〻廣る事なると第も決定事
こあるを以てこゝ為ハすと云

[illegible]年[illegible]しも健康酒毒も積し[illegible]
元氣も此年[illegible]
の[illegible]一天[illegible]時に[illegible]、右顔面の[illegible]
[illegible]右眼一隅の[illegible]
眼の[illegible]寒[illegible]涙[illegible]く顔面に流る
而して終に[illegible]

大正五年[illegible]

東樓原製

東京原製

以下全て

白紙

横原製